

ガイドラインについての意見

一般財団法人全日本ろうあ連盟 石橋大吾

<総則>

- ・(3) ①基本的姿勢に「・・・その時期の子どもの発達過程や特性を理解した上で、一人一人の状況に応じた・・・」とあるので、はっきりと「手話などのコミュニケーション面での配慮」といった内容を明記することが必要です。また、インクルージョンを考えると、聞こえない子どもと他の障害児は、それぞれのニーズが明らかに違うので、一人一人の子どもたちのニーズに応える必要があると考えます。

<設置者・管理者向けガイドライン>

- ・聞こえない子どもたちの言語である手話の質を高めるためにも、手話でコミュニケーションができる環境整備を求めます。地方では、終日は寄宿舎で生活・通学し、休日のみ自宅で家族とともに生活をしている子どもたちが多く、聞こえる家庭で育っている実状にある子どもたちは親と手話でコミュニケーションがとれない場合があります。そのような子どもたちの手話の質を保持するための環境が必要です。また、聞こえない子どもたちが集団で手話によるコミュニケーションを図り、一緒に活動できる環境も必要です。その為に、設置者・管理者はコミュニケーション手段として手話を使う集団の重要性を理解しつつ、手話でコミュニケーションができる指導者の確保が極めて重要であると考えます。
- ・関係機関や保護者との連携について
子どもを預かる塾的なものにならないように、保護者とともに子どもへの支援を行う工夫が必要と考えます。保護者は子どもを預けたら終わりではなく、常に子どものデイサービス時における言動に関心を示すように促し、その機会を随時設ける必要があります。

具体的には、

- ①親子での遊びの機会を設ける
- ②連絡帳の交換
- ③デイサービス時の子どもたちの様子を映したビデオの視聴会
- ④子どもたちの成長発表会（子どもから、支援者から）
- ⑤保護者教室（保護者同士の意見交換会）
- ⑥家庭におけるコミュニケーション支援（親子手話教室等の開催）

<その他>

- ・学校等と連携した学齢期の障害児の支援について
不登校児童が午前中からの支援を希望する場合、学校を退学したため学籍をなくした障害児が利用を希望する場合、あるいは特別支援学校高等部等に在籍する生徒が 20 歳に達した場合等について利用できるようすべきであるとの意見が出されているが、ろう学校においても、不登校になってしまう児童生徒も少なくはないのが現状です。そこで、聞こえない子ども対象のデイサービスの増設を求めるとともに、午前中からも支援が受けられるようなシステムについても検討する必要があると考えます。